

マンション管理適正化支援事業の推進について

1 概要

区では、これまでマンション管理士派遣や個別相談等の事業を通じて、マンションの適正かつ良好な維持管理を支援してきたが、さらに長期的視点に立って適正な維持管理を促進する施策を実施することで、良質なマンションの整備・確保を進め、良好な住環境の維持・形成を図る。

2 事業内容

(1) 管理組合設立支援

管理組合が未設立の区内分譲マンションの区分所有者の団体が、管理組合を設立し、管理規約を制定しようとする場合、専門家（マンション管理士）を派遣する。

(2) マンション長期修繕計画作成費助成

区内の分譲マンションの管理組合または賃貸マンション（社宅や従業員寮を除く）の所有者が、長期修繕計画作成した場合、その費用の一部（1/2 かつ上限 50 万円）を助成する。

(3) マンション劣化診断調査費助成

区内の分譲マンションの管理組合または賃貸マンション（社宅や従業員寮を除く）の所有者が、大規模修繕を施工するために建物及び設備の劣化診断調査を実施した場合、その費用の一部（1/2 かつ上限 50 万円）を助成する。

(4) マンション共用部分改修費用助成

区内の分譲マンションの管理組合または賃貸マンション（社宅や従業員寮を除く）の所有者が、共用部分の段差の解消、手すりの設置その他のバリアフリー化工事を実施した場合、その費用の一部（1/10 かつ上限 100 万円）を助成する。

3 今後のスケジュール

平成 30 年 3 月 要綱制定、事業の周知

4 月 事業開始